

令和2年第1回砂川市議会定例会  
第2予算審査特別委員会

令和2年3月16日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第32号 市道路線の変更について

議案第 7号 令和2年度砂川市一般会計予算  
 議案第 8号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第11号 令和2年度砂川市下水道事業会計予算  
 議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算  
 散会宣告

○出席委員（12名）

委員長	北谷文夫君	副委員長	中道博武君
委員	永関博紀君	委員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		高田浩子君
	増山裕司君		飯澤明彦君
	増井浩一君		沢田広志君
	辻勲君		小黒弘君
			(議長 水島美喜子)

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	湯浅克己
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務課長	東正人
総務課副審議監	板垣喬博
市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上守
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
開発推進課長	金泉敏博

市 民 部 長	峯 田 和 興
市 民 生 活 課 長	増 井 稔 美
税 務 課 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
社 会 福 祉 課 長	斉 藤 隆 史
兼 子 ども 通 園 センター 所 長	
介 護 福 祉 課 長	佐 藤 哲 朗
兼 ふ れ あ い センター 所 長	
ふ れ あ い センター 副 審 議 監	松 原 明 美
経 済 部 長	福 士 勇 治
商 工 労 働 観 光 課 長	為 国 修 一
商 工 労 働 観 光 課 副 審 議 監	岩 淵 真 里 子
農 政 課 長	野 田 勉 史
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監 長	小 林 哲 也
兼 土 木 課 長	
土 木 課 副 審 議 監	岩 崎 賢 一
建 築 住 宅 課 長	金 丸 秀 樹
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	渋 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監 長	
兼 医 事 課 長	山 田 基
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	渋 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 川 和 弘
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	今 崎 大 三
兼 図 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐々木 純 人
学 校 給 食 センター 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者  
 監 査 事 務 局 長                    山 形                    讓
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者  
 選挙管理委員会事務局長            熊 崎            一 弘  
 選挙管理委員会事務局次長        東                正 人
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長            福 士            勇 治  
 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長        野 田                勉
7. 本委員会の事務に従事する者  
 事 務 局 長                    和 泉                肇  
 事 務 局 次 長                川 端                幸 人  
 事 務 局 主 幹                山 崎                敏 彦  
 事 務 局 係 長                斉 藤                亜 希 子

開会 午後 2時58分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

第2予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午後 2時59分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 3時00分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号

砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第32号 市道路線の変更について、議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和2年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算の25件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号……休憩させてください。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時07分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

先ほど議案第16号と申し上げましたが、議案第13号の間違いでありましたので、訂正させていただきます。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 この2項を加えることで助産師の安定的な確保を図ることができる理由についてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 このたびの制度改正理由といたしましては、助産師の確保対策を目的としております。この自己啓発休業という制度は、教育施設において大学の修業または国際貢献活動を行う希望をする職員に対して、身分を保有したままこれらの活動を行うことを認める休業制度となっております。ただし、現在の制度で申請できる職員は在職期間が3年以上、また定められている教育施設に助産師学校が含まれていないという制度となっております。ここ数年、当院で勤務する看護師でございますが、若い職員が助産師学校に進学して助産師を希望するという職員がおります。昨年度も在職期間1年という看護師が助産師学校の進学を希望して1名退職しているということがあります。また、本年度につきましても在職期間1年の看護師が助産師学校に進学する希望者がおります。そういった意味で、周産期医療を提供している当院においては、助産師の確保というのは必要でございますけれども、なかなか助産師については充足されていないという現状でございます。ですので、この条例を改正させていただいて、さらなる助産師の確保対策の強化をしたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 この規則で定める2条の2項なのですけれども、規則で定める大学等と。

今は、ちょっと条例を見ると認定看護師の教育課程を実施するというようなことになっているのですが、資料には規則がないので、今後その規則が変わってどうなるのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 規則においては、市長が定める教育施設というところでうたわれますが、保健師助産師看護師法第20条第1項または第2項に規定する者となるための施設というものの条文を規定させていただきます。この規定する者というのは、助産師学校に進学するというものでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 基本的なことなのですからけれども、これまでは在職3年が必要だったのですよね。でも、これからは1年在職、1年過ぎればそちらに行けるということでもいいのかどうか、もう一回確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 すみません。説明が足りず、申し訳ございません。3年というのは、期間はそのまま3年とさせていただいて、助産師学校に進学する希望者に限り、この3年を1年と読替えさせていただくものでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 これだけでそういう読み方ができるのかどうかなのですからけれども、その助産師だけが1年ということですよ。ほかは3年なのだけれども、でも前項……前項が今は分からないからだ。前項、3年を1年と読替えてで、条文的にはそうなるのですね。今は、ここに書いていないからあれなのだけれども、助産師は1年ということできちんと読めるということでもいいですね。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 この読み替えることができる要件として、これも規則で定めさせていただきますのでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。



続いて、議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 学校運営協議会委員さんが要するに報酬をもらう特別職の非常勤となるのですけれども、これは今は学校評議員さんというのがいるのですでしたか。まず、そこを確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 現在は、市内小中学校7校にそれぞれ学校評議員が設置されております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 この学校評議員さんは、非常勤の特別職ではないですよ。今度は、学校運営協議会委員さんという方の場合は日額4,800円が出てお仕事をさせていただくということになるのですけれども、この学校評議員さんと運営協議会委員さんとの関係というのはどうなっていくのですか。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 現行の学校評議員につきましては、市の教育委員会の要綱に基づきまして、それぞれの学校において教育委員会が評議員を任命しておりますけれども、各学校についてそれぞれのお立場からご意見をいただき、ただそのご意見につきましてはあくまでも個人的な形のご意見ということではいただいているものに対しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められる学校運営協議会につきましては選任される、教育委員会が任命するこの委員に関して学校の基本的な方針の承認を初めとした極めて重要な任務を負っていただくと。そういった責務が重いということ、また個人的な児童生徒の情報についても情報を知り得ることがあり得てくるという中で非常勤の特別職に位置づけるべきであると文部科学省の法律改正時の解釈に示されております。つきましては、当市教育委員会におきましても非常勤特別職に今回から新たに定め、報酬を今回議案上程した次第でございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 何か提案説明では、砂小とまず砂中ということで、予算書を見ると小学校9人、中学校9人となっているので、そのとおりでいいのですか。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 ご指摘のとおり、令和2年度に学校運営協議会の設置を予定しておりますのは砂川小学校及び砂川中学校でありまして、一般会計予算になりますが、委員報酬としましては9人、これについては既に教育委員会規則としましてこの学校運営協議会の規則を制定しておりまして、その中では委員を10人以内とする中、少なくとも学

校長はその委員に就くことから、予算としましては9名分ということで計上させていただいているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 大体年に何回ぐらい開かれるものなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 一般会計予算で計上させていただいているのは、年4回ずつの会議開催を想定した報酬額で計上をさせていただいているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今後市内全校に広がっていくというようなことなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 はっきりと何年度からということにつきましては、この砂川小学校と砂川中学校をモデル校としてまず設置していくことから、何年度という年限は確定的な計画はまだ持っておりませんが、予定としましては小中全校にこの制度を設置してまいりたいと考えございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質問をさせていただきます。

先ほど議会の中でも質問させていただきました。大まかについては伺い、お答えいただいた内容だと思うのですが、関連して幾つかお聞きしたいと思います。初めに、利用児童の少ない曜日や時間帯が発生しているとのことでしたけれども、そのあたりについてもう少し詳しくご説明願います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 砂川市放課後児童健全育成事業ということで、学童保育に関する条例改正でございますが、まず児童数の少ない曜日ですとか時間帯についてご説明申し上げます。

具体的には、平日でいきますと延長保育の時間帯であります午後6時から7時の間、学校の休業日であります土曜日でいきますと通常保育の時間帯であります午前の7時半から午後6時の間、そして延長保育の時間帯である午後6時から7時の間、そして春休みですとか夏休みですとかの長期休業中でございますが、通常の保育時間帯では午前7時半から9時半の間、そして延長保育の時間帯である午後6時から7時の間、これらの時間帯におきましては各学童保育所によって若干のばらつきはあるのですが、平均しますと1名から5名、時間帯によってはゼロ名という状況も発生しているという状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 利用児童数が少ないことは分かりました。総括でも質問させていただきましたが、ゼロから5名ぐらいなら何とか1人でもという思いはあるのですが、20名を1人で見るということになりましてけがのリスク、危なくないように指導員が指導するなど、指導員の負担も多くなると思うのです。なるべく負担を軽減しようということは分かるのですが、指導員の負担が重くなるということと子供の安全確保を最優先に考えた場合に、今回の条例ではリスクが発生する可能性が非常に高いのではないかと考えられますが、伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 今回の条例改正に関しましては、あくまでもできる規定ということで、20人以下の場合にということでお示ししているところでございますけれども、前段でご説明申し上げましたような時間帯に極端に人数が少なくなる状況におきま

て、およそ1人体制で問題のない状況においてのみ1人とする事ができるという意味合いでございます。ですので、20人以下、例えば18人とか19人という状況で1人という状況は全く想定しておりませんので、一定程度、ある程度の人数が多いときの状況につきましては従来どおりの複数体制、そしてその中に例えば障害を持ったお子さんですとか、あるいは特に手のかかるお子さんがいる場合には、さらに加配を加えるという従来どおりの複数体制を維持してまいりますので、基本的にリスクというものは増える可能性はないものと考えております。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 時間帯についてなのですけれども、1人ということになりますと誰かがけがをした場合に、けがなり特別な事情があった場合に、1人では対応は困難なのですよね。それで、例えば夕方時間帯ですと、1人体制になったと仮定して、6時以降、子供が少ない時間帯にというお話でしたけれども、そういう時間帯に例えば役所で職員が担当を決めて、毎日役所で待機して、もし何かあった場合にはすぐ駆けつけることができる、すぐ手配することができる。それと、土曜日については、役所は開いていないかと思うのですけれども、そういうこともありますので、人数が少なくても必ず2人にするとか、あともう一つの案としましては、どうしてもということであれば1人にして、1人を自宅待機、砂川市内での待機みたいな形で手当てをする方向とか、様々な方法が考えられるかと思っておりますけれども、その点について伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 齊藤隆史君 緊急時の連絡体制につきましては、この学童保育所の連携体制に関わらず、常態的に職員との連携体制、連絡体制というものを構築しておりますので、非常時、事故、事件等があった際につきましては速やかに連絡が取れる体制を取り、対応できるような体制で今後も努めてまいります。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 そうなると、学童保育の職員で例えばお休みだった方に直接連絡が行って、お休みなのに出向かなければいけないとか、そういったことが発生する可能性はないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 齊藤隆史君 時間外ですとか休日等の対応につきましては、基本的に社会福祉課の職員で対応する体制でございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 そのような体制ということですので、今後も子供たちの事故がないように市職員共に頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定につ

いての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 市道路線の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

106ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、110ページ、第2款総務費、第1項総務管理費についてございませんか。

多比良委員。

○多比良和伸委員 それでは、一般会計予算、総務管理費から町内会館建設等に要する経費219万3,000円ということでもありますけれども、今回少し除却だったりだとかというところのお手伝いをということですが、積算するに当たって幾つか要望があったのだろうとは思いますが、そのあたりの根拠となった対象会館というか、そういうものを教えていただければと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回の予算の内訳は、今補助金のほうで新築、改築、修繕につきましては事業費の3分の2、消防の設備点検については全額、あと今回新たに町内会館の解体を設けております。この解体についてなのですけれども、これについてはかねてから町内会連合会等からも要望がありまして、それで2回ほど、今は20施設、町内会館があるのですが、それぞれ複数回をかけてアンケート調査をしたのですけれども、その中で1件だけ検討しているというところが従来からあったのですが、この場所は空知太会館になるのですけれども、令和2年度に解体を予定しているということで今回予算づけをしたところであります。金額につきましては、解体の費用の補助金につきましては全額ということで195万3,000円となっております。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 分かりました。

次に、115ページ、地デジの放送自治体情報提供サービス使用料ということですが、これも、これというのは例えば視聴率みたいなアクセス回数だとか、何かそういったものというのは分かるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 実は、UHBの地デジ広報なのですけれども、こちらのほうはホームページ等であればアクセスカウンターというのがありますが、残念ながらこの地デジ広報に関しましてはそういったどれぐらい見られているというカウンターはございません。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 フィードバック的なものが得られるような何か手法というのは、現在はないわけなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 近隣に結構この地デジ広報等をやっている町村が空知管内は増えております。同じような要望を市町村単位で挙げているのですけれども、そのUHBの改修ですとか、なかなかその実現には至っていないのが現状でございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 続きまして、ホームページに要する経費なのですけれども、こういう時期になるとよくホームページを見させていただいてはいるのですけれども、スマホからであったりだとか、ウェブからであったりだとかということでやるのですが、結構リンク切れになっていたりとか、ここを見たい方はここを押してくださいというところを押すと、そのページが見つかりませんかとか、なかなかふだん業務をされていると気づかない部分というのは多々あるのだらうと思うのですけれども、そういうもののチェック機構みたいなものというのはどのような状況になっているのか。

○委員長 北谷文夫君 公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的にはホームページ、コンテンツマネージャーシステムで各原課からいろいろな情報を更新し、発信しております。なかなかリンク切れというのが一括して検索できるようなツールが今のところないのですが、その辺は今後保守契約を結んでおりますので、保守契約の中でその辺が可能かどうかを含めて検討してみたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 委託先にしっかりとしてくださいということで対処するのだろうと思う。例えば今新型コロナの影響による最新情報はこちらというところがページが開けませんみたいなことになったりだとかしていますので、確認していただければと思います。

次に、123ページ、移住定住促進に要する経費で、これまで東京等、本気の移住相談会とか、そちらのほうに行っているのかなと思いますが、負担金を払っていますし、その他の経費で行くのかどうかなのですけれども、次年度4月以降のスケジュール的などころがもし分かっているのであれば教えていただければと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 移住定住促進に要する経費の東京でやっている本気の移住相談会なのですけれども、本年度も行く予定でございます。スケジュール的には、6月の第2週の土、日だったと思いますけれども、通常3週、4週でやっていたのですが、東京オリンピックの関係で前倒しになっていると聞いております。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 これは毎回行くと、その年によって雰囲気が変わっていくというか、移住を考える人たちの層が変わったり、行かないと分からない部分があるので、しっかりその辺の情報をつかんできていただければと思います。

出会い創出支援事業に要する経費、同じく123ページですけれども、100万円これまで予算をつけていたところが今回は60万円ということで減額した主な理由というか、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 27年度から始まった事業ですけれども、これにつきましては地方創生総合戦略の中でKPIを設けながらやってきた事業でございます。5回ということで5年間やりました。最大で開催できたのが2回で、今回は3回ということで過不足ない予算を実績に基づいて計上したところでございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 これも先ほどのホームページにも係るが、なかなか募集要項というか、一般向けの開催要項というか、広く民間の方たちにいろいろこういうことを使ってまちの中でやってほしいということで制度はつくられているとは思いますが、それをや

ろうと思っても結構出てこないのですよね。ですから、その辺の周知も含めてお願いしたいと思います。

最後に、127ページ、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費並びに南地区コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費、いずれもAEDということでお話を伺っておりますけれども、これまでも設置されていたものを新しく更新するということだと思うのですが、実際問題AEDをいらっしゃる方たち、もしくは管理されている方たちは使えるのかどうなのか、根本的なところを教えてください。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 実際に研修など当初の頃は行って使えるようになっていたのですけれども、私もそうですが、なかなかその後恐ろしくて使いにくいというか、自分ですぐ使えないなという感情もありますので、いま一度使えるかどうかを確認しながら、使えるようにしていきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良委員。

○多比良和伸委員 機械の更新だけではなくて使い方等々の研修の更新も必要かと思しますので、お願いしたいと思います。また、管理人以外でもよく使っているサークルの方たちですとか、そういった方たちにもぜひ声かけをしていただいて、正しいAEDの使い方を履修した中で準備等を整えていただければと思います。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 私も町内会館の解体の関係なのですが、これはまだまだきつとそのうち出てくるのだらうと思うのですが、何か基準というか、条例か何かにあるのかどうかも調べていないままで今聞いているのですけれども、その辺のところは何か、要するにこういう状態になったら、あと1回これ全額ということになったら、これからも多分そういうことになっていくのだらうと思うのですが、その辺のところをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、規定につきましては、町内会館建設等補助規則によって運営しております。先ほども申し上げましたけれども、新築、修繕、消防、今回は解体を加えたのですけれども、この解体する基準というものでございますが、この会館につきましてはもともと町内会等が会館を、集会所をつくりたいということで、補助率はいろいろ昔から変わってきているのですけれども、現在はそのうちの3分の2を補助しているということでございます。解体につきましては、まず既存の会館を除却し、更地にするのが1つの要件、次に補助の対象なのですが、工事は地元企業に発注する、あと解体の場合には当該会館の機能を代替する施設を確保する。そして、地域住民の活動を継続するというのも条件になってございます。

あと、補助金の額を今回は全額ということにしているのですけれども、これにつきましては標準設計工事以内の額ということにしておりまして、これはどういうことかと言いますと、例えば北海道が定める建設工事の単価を準用した額、これを限度額とするという意味でございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今のその補助規則は例規集に載っていて、解体についても今後は見られる状態にはなるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 これにつきましては、既に例規で見れておりまして、この予算に載せる前に既に規則を改正しておりますので、例規を見ていただくと改正した後のものが見れる状態に現在なっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 続いて、115ページです。ふるさと応援寄附金に要する経費で、この事務補助員報酬ということなのですが、多分今まではこのふるさと応援寄附金に関しては職員がやっていたのではないかと思うのですけれども、これはふるさと応援寄附金も増えてきて業務も忙しくなってきたので、事務補助員という方を1人つけるということになったのかどうかをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 この事務補助員につきましては今までの臨時職員という位置づけのもので、平成元年度もそうなのですけれども、従来から庶務係に臨時職員が1人配置されておりまして、今回ここに出ていますのは新たに2年度から会計年度任用職員という制度を導入するものですから、ここに記載したということになります。従来と同じ形になっております、職員の配置は。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 では、ふるさと応援寄附金に関しての事務補助員ではないのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 このふるさと応援に係る寄附の事務であります。ただ、そこで人が増えたということではなくて、今までも配置していたのを会計年度任用職員が導入されたということで、今回新たにここに記載したことになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 よく分からないけれども、前からいた人がそのままこうやって表に出てきたというところで、項目としてふるさと応援寄附金に要する経費の中に入ったということなのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 そうです。今までは、総務課の事務補助というところにありま

して、そこに入っていた者が今回ここに移行したということになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 何でこんなところに書くの、でも。ほかに書く場所はないのですか、こういうのは。これだったら本当に、実は……実はというか、よかったなと思ったのです。ふるさと応援寄附金の注文、発注が遅れぎみなような話を聞いていて、多分年末あたりで一週に入ってきて忙しいような状況が今もあるのではないかなと思うのですけれども、それでそのふるさと応援寄附金、これからも頑張るために事務補助員報酬という、1人やったのかなと思ったのですが、違うと考えて、また確認ですけれども、違うのですね。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 この業務につきましては、この体制は令和元年度と変わりません。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 そうですか。

119ページへ行きます。財産管理に要する経費で、永大ビルのアスベストの除去工事ということなのですが、2つ合わせてだろうけれども、結構大きな金額なので、これはその建物を別に解体とかなんとかとするのではなく、そのアスベストだけを取るという工事なのかどうか。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員の質疑が終わるまで時間を延長します。

開発推進課長。

○開発推進課長 金泉敏博君 今回アスベストの撤去事業なのですが、本体解体ではなく、今回調査した中で飛散性の高いアスベストが発見されたものですから、そこに関しては実は平成17年から社会資本の関係で交付金事業とありましたけれども、今回、令和2年をもって事業が終了するということもありまして、特に今飛散性が見つかったということで急遽やることになったものであり、本体工事の解体とはまた別な案件になります。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 現実的に何か一部を壊さないといけないとかは全くないで済む工事なのですか。

○委員長 北谷文夫君 開発推進課長。

○開発推進課長 金泉敏博君 工事の内容としましては、飛散性の高いアスベストは実は室内に存在しておりまして、外壁等の解体等はございません。それで、内装、中だけの工事になり、特に外へ飛散することもないということもありますし、合わせて全体を解体することはないので、今後手戻りにもなることはないということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 123ページの地域おこし協力隊の報酬でお伺いするのですけれども、たまたま地域おこし協力隊、ここで1人なので、分かりやすいのでお伺いするのですけれ

ども、地域おこし協力隊、今この人とは違うけれども、募集要項で見ると身分としては会計年度任用職員として採用するとなっているのですね。そして、報酬としては月16万6,000円で、丸々掛ける12がこの199万2,000円になるだろうと思うのですけれども、この会計年度任用職員だとすると今後期末手当が出るはずなのですが、これだと月の報酬掛ける12か月分しか報酬がないので、その期末手当はここには入っていないということでもいいのですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 予算編成時におきましては、11月から作業を始めまして、12月には積み込み作業をするのですけれども、期末手当の分については積算してございません。会計年度任用職員のこの制度改正の中で、地域おこし協力隊の報酬に関しましては他のものと性質が違うということとして、3年間でやっていくものではあることはあるのですが、一定程度私どもの協力隊もそうですけれども、自由度がきくといいですか、市内にその後の定住ということもあり、いろいろな資格の取得だとかということもありますので、他の会計年度の任用職員とは一線を画してやらなければいけないということで、この分については予算化はしてございません。ただ、その後、2月4日、5日だったと思いますけれども、総務省から特別交付税に算定する部分の報酬について一定額分は見なさいよというような通知がございましたので、これについては今後補正といいますか、決算見込みに最後なるかと思うのですけれども、そういった形で対応していけるというような形で今精査をしております。

○委員長 北谷文夫君 小黑委員。

○小黑 弘委員 期末手当がつくことになるということなのですね。でも、それは何か妙だなと思うのは、国からお金が入ってきたから、そうするみたいな今のお話で思うのだけれども、本来でいけば砂川市の会計年度任用職員として採用するわけだから、国から入ってこなくても当然うちとしては出してあげる、この予算に入っていないとおかしいような私は気がするのです。でも、今の説明でいくと2月4日、5日で総務省からそういう連絡が来たからということなのだけれども、何かおかしくないですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 この件につきまして、会計年度任用職員の制度になるときに地域おこし協力隊も一応報酬という形で私ども組んでございますので、同様な取扱いをするかどうかということで議論をしてございました。これにつきましては、全国的にも同様の手続になってございまして、会計年度任用職員に地域おこし協力隊をそのまますぽっと移行させるものなのかどうかというのは、ぎりぎりまで検討した中で協議をしてございましたけれども、最終的に総務省のほうも特別交付税の措置をするので、地域おこし協力隊についても会計年度任用職員と同様の取扱いをするべきといいですか、そうしていただきたいというようなことの通知がございましたので、私どももそのように取り扱うことに

したところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 最後にします。

公衆トイレの解体工事費なのですけれども、125ページです。提案説明では、高速吉野の簡易トイレとお伺いをしたのですが、間違いないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 吉野の公衆用トイレで間違いありません。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 古くなっているのも分かったのですけれども、吉野の高速道路で大分市民から、利用者から要望が強く簡易のトイレをあそこに設置したとは聞いたのですけれども、最近のその利用というか、つまり今後これは工事、解体するのだけれども、新しいのをこれからまた置くというようなことなものなのか、全くもうこのトイレはなくなってしまふのかということをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 今設置されていたトイレは、実は昨年も扉が壊れたりしているときが長くありまして、そんな中お掃除をしながら使用してきたのですけれども、最後は扉が閉まらなくなったので、扉を閉じていた状態でありました。その間もトイレが使えないというお話もなかったことから、今はまずは取壊しを行って、その後何かご意見がありましたらお聞きしたいとは思いますが、今は新しいものを建てる考えは持っておりません。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

沢田委員の質疑は明日行います。

#### ◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで休会とします。

散会 午後 4時03分